

クビライ・カアンと後嵯峨院政の外交交渉

はじめに

大モンゴルウルの四代目大カアンのモンケが急死した後の大カアン位の継承者争いを制したクビライが大カアン位を確実にした後、日本招諭のために「大蒙古国皇帝国書」を作成したのが至元三年（一二六六・文永三）のことである。その国書は当初高麗の消極的抵抗によって日本には届けられず、クビライの強い命令によって日本に届けられたのは至元五年（一二六八・文永五）のことである。それ以降の日元関係^①については表1のとおりであるが、本稿では貴族社会と日元交渉の関わりを考察したい。貴族社会と日元交渉の関わりは、一つはクビライの国書や中書省牒状、あるいは高麗国王牒状、趙良弼書状、三別抄牒状を受けて、返書を拒否したり、返書を認めたりした一連の動きと、寺社に祈禱を行ったことに大別できよう。本稿では異国からの文書に対して貴族社会がどのように対応したのかを考察する。

文永五年にクビライの国書と高麗国王元宗国書が届いたが、この国書を朝廷は黙殺することに決した。文永六年（一二六九年・至元六）に元中書省牒状と高麗国慶尚道按察使牒が届き、この時には朝廷は返牒を行うことに決したが、鎌倉幕府の反対により返牒は実行されなかった。文永八年には三別抄の牒状とクビライ国書・趙良弼書状が届いた。朝廷は前

表1 日元関係と元の招諭使

回	年月	使者	特記事項
1	文永3(1266)/11	黒的・殷弘	日本に到達せず
2	文永5(1268)/1	藩阜	近衛基平返牒不可論
3	文永6(1269)/2	黒的・殷弘	対馬で島民拉致
4	文永6(1269)/9	金有成	島民送還、朝廷返牒、幕府不可
	文永8(1271)/9	三別抄	対元共同行動提案、朝廷黙殺
5	文永8(1271)/9	趙良弼	朝廷返牒、幕府不可、太宰府遣使？
	文永9(1272)/2		二月騒動、後嵯峨没、亀山親政
6	文永9(1272)/5	趙良弼	朝幕黙殺
	文永11(1274)/11		文永の役
7	建治元(1275)	杜世忠	鎌倉にて処刑
8	弘安2(1279)/7	周福・欒忠	太宰府にて処刑
	弘安4(1281)/6		弘安の役
9	弘安6(1283)	如智・王君治	日本に到達せず
10	弘安7(1284)	如智・王積翁	日本に到達せず
	1287~1292		ナヤン・カダアンの乱、後深草院政
11	正応5(1292)	燕公楠	書状を日本商人に託す、黙殺
12	正応6(1293)	金有成・郭麟	帰国せず、後深草返牒不可論
	1294		クビライ死去
13	正安元(1299)	一山一寧	帰国せず

秦野裕介

者を黙殺し、後者には返牒を出すことに決したが、これも幕府の反対によって実行されることはなかった。今回はこの三回分の日元交渉を題材に当該期の貴族社会の動向について考察したい。この時期の貴族社会は後嵯峨院政の時代である。後嵯峨院政の最大の特徴は、後嵯峨院が即位した経緯からしても鎌倉幕府の強い影響力を無視して語ることはできない、ということである。鎌倉幕府の強い影響下にある後嵯峨院政がクビライの使者に対してどのように対応したのかを考察する。

この問題に関する通説的な見解は、朝廷の無知・無定見・無能力を強調するものであった。それに対して南基鶴氏は「朝廷が敢えて『返牒』を選んだのは、その対外的立場を堅持しながらも、戦争という事態を事前を防ごうとする外交方策」「朝廷の『返牒』にそれなりの現実的対応の姿勢を認めることもできよう。朝廷の外交的無知・無定見・無能力を強調する石母田正氏、村井章介氏等の見解に従うことを躊躇せざるをえない」と述べ、通説への批判を行った。しかし海津一郎氏は南氏の論に対して「朝廷勢力に対する過大な評価」「蒙古の脅威を前にして、朝廷は終始無責任な対応に明け暮れ、強い意思のもとに一貫した路線を選択したなどとは到底いえない」と批判し、朝廷の対応を無責任とする通説的な見解を支持した^③。その見かたは現在でも通説的な位置を占め、特に文永七年の三別抄の牒の到来をめぐる朝廷の対応については「字づらの解釈を儒者たちが競いあうだけ」や、「貴族社会の興味は、牒状の訓読の方法や字面の解釈に限られており、その背後の国際的状况に踏み込もうとする意識は感じられない」と、その外交的無知・無定見・無責任さが強調されている。

しかし朝廷がともかくも二回にわたって元や高麗と交渉を持つとうとしていたことは事実であり、朝廷が外交的に無知であり、無定見であった、とするだけで片づけていいものだろうか。

この問題について、関周一氏は従来の研究が朝廷の無能ぶりを強調する要因として「平安時代以降の外交全体を見通すことなく、蒙古襲来前後の時期のみを分析していること」を挙げている^④。その上で、関氏は、外交権は朝廷が掌握しており、朝廷の外交政策に幕府の意見が反映されるようになった、としている。

本稿において着目したいのは、朝廷が三別抄からとみられる使者を黙殺した一方で、趙良弼に対しては返牒を行おうとしている点である。ここには明らかに朝廷が三別抄を黙殺する一方で、クビライの使者である趙良弼には対応しようという、彼らなりの選択が行われているのである。彼らが字面の解釈にしか関心がなかった、というのは、朝廷の外交的無知・無定見・無能力・無責任という先入観による決め付けではないだろうか。朝廷が三別抄を黙殺し、クビライを交渉相手とする選択をどのような議論を経て行ったのかを考える必要があるだろう。

本稿では最初に来日したモンゴルの使者をめぐる朝廷の議論と、三別抄と思われる勢力から遣わされた使者に対する朝廷の対応を検討することにより、朝廷が元とどのような関係を取り結ぼうと考えていたかを考察する。

一 「至元三年八月日付大蒙古国皇帝国書」をめぐる議論

大モンゴルウルスの大カアン継承をめぐるアリクブカとの抗争に勝利したクビライは、その二年後には日本向けに使者を送ろうとしたが、高麗の消極的な抵抗によって使者は来日しなかった。それに怒ったクビライは高麗の責任で日本に国書を届けるように厳命し、その結果潘阜を使者としてクビライの文書がもたらされた。当時日本側の外交窓口を担当していたのが鎌倉幕府御家人にして太宰少弐の地位にいた武藤氏

である。太宰少貳武藤資能（以下少貳資能）は鎌倉幕府にクビライの文書を送付した。朝廷のもとには文永五年二月七日に西園寺実氏のもとに「東使」が入り、翌八日に後嵯峨院の評定でクビライの文書への対応策が議論されることになった。

まずは日本に到着した「大蒙古国皇帝国書」について検討しておこう。現在伝わっているクビライの国書は次のとおりである。

上天眷命

大蒙古国皇帝、奉書

日本国王、朕惟、自古小国之君、境土相接、尚務講信修睦、況我

祖宗受天命、奄有区夏、遐方異域、畏威懷德者、不可悉数、朕即位之初、以高麗无辜之民、久瘁鋒鏑、即令罷兵、還其疆域、反其旄倪、高麗君臣感戴来朝、義雖君臣、而欲若父子、計

王之君臣亦已知之、高麗朕之東藩也、日本密邇高麗、開国以來、亦時通中国、至於朕躬、而無一乘之使、以通和好、尚恐

王国知之未審、故特遣使、持書、布告朕志、冀自今以往、通問結好、以相親睦、且聖人以四海為家、不相通好、豈一家之理哉、至用兵、夫執所好、

王其凶之、不宣、

至元三年八月 日

モンゴルの命令文の中でもカアンの命令をジャルリク (Jalir) といい、ジャルリクの書式については杉山正明氏⁷⁾や松川節氏⁸⁾による詳細な説明がある。それによれば、ジャルリクは1権限付与文言、2発令者と型宣言、3通知先、4正統性の表示、5背景説明、6指令、7威嚇文言、8結び

クビライ・カアンと後嵯峨院政の外交交渉

からなる。

このクビライの文書について詳細に検討した船田善之氏によれば、「上天眷命」というのが「とこしえの天の力に」という権限付与文言の雅文漢語訳である⁹⁾。

発令者と型宣言は「大蒙古国皇帝、奉書日本国王」となる。「大蒙古国皇帝」はジャルリクにおいては「カアンの仰せ」であり、「奉書」が型宣言となる。船田氏はこの国書の二行目の「大蒙古国皇帝、奉書日本国王」というところについて「ランク下の国王宛てとしては破格の敬意表現である¹⁰⁾」としている。その要因として船田氏は「日本の反発を回避して円満な外交関係が構築できるように、破格の『奉書』形式を採用した」とする。したがって本文書は船田氏の指摘に従えば「至元三年八月付大蒙古国皇帝奉書」とすべきであろうが、「奉書」という文書名が混乱のもととなるので本稿では「国書」で統一する。

正統性の表示に相当するのが「況我祖宗受天命」から「故特遣使、持書、布告朕志」までのところというところになるか。モンゴル命令文では「通知先」（言うまでもなく「日本国王」）の後に「チングス・カンの、オゴデイ・カアンの、セチェン・カアンの仰せにおいて」と先代諸カアン名を列挙し、次いで発令に至る事情が説明される。

指令に相当するのが「冀自今以往、通問結好、以相親睦」というところだろう。もちろん君臣関係にない日本国王に「奉った」書であるから、命令や指令ではなく、提案という形をとっている。

ジャルリクでは最後に威嚇文言が付される。例えば「この仰せを行わざる者は恐れざるか」という形で指令を遵守するように威嚇する文言である。「且聖人以四海為家、不相通好豈一家之理哉、至用兵、夫執所好、王其凶之」というところが相当するだろう。

このように見てみると、クビライ国書はいわゆるモンゴル命令文の中

の、カアンの発給するジャルリクのテンプレートを忠実に踏襲していることがうかがえよう。

この文書が「破格の敬意表現」であるとすれば、「至用兵」という部分ほどのように解釈すべきであろうか。これについては武力行使をちらつかせる威嚇・脅迫という見方を補強するであろうが、杉山正明氏の「国書そのものは通好をもとめる穏やかなものであったが、受け取った日本側、とりわけ軍事を専職とする鎌倉幕府の目には末尾の一句が気になった可能性も捨てきれない、との理解が妥当なところ」という見解に基本的には従いたい。一方で張東翼氏は「蒙古の立場から両国の友好的な通交の締結を通報したものであるが、その実質においては日本の臣属を要求したものである」と主張する。

ただ文書の形式を見る限りでは、中華の皇帝が蕃国の国王に送る文書としては、「破格の敬意表現」がとられていることに着目する必要があるだろう。しかしそれを相手方がどのように受け取るかは別問題である。そこで、この国書を受け取った日本側の反応が検討されなければならぬ。

日本側がどのようにクビライの文書を受け取ったのかについては、鎌倉幕府の議論は今日明らかではないが、クビライの文書に関する後嵯峨院の評定の様子が当時の関白近衛基平の日記の『深心院関白記』に載せられており、朝廷はどのようにこの文書を受け取ったのかがうかがえる。以下、『深心院関白記』を検討したい。

早且以勅書有召。仍参院。今日異国事可有評定云々。牒状、高麗取進蒙古国牒也。仍其牒三通也。称和親之儀。委見牒状、此事国家珍事大事也。万人驚嘆之外無也。前博陸兩人参向其座。無骨。仍余参内。入夜又帰参院也。(『深心院関白記』文永五年二月八日条)

ここで注目されるのは二点。

まず一つは「称和親之儀」というところ。基平はクビライの国書について「和親」と受け取っている。クビライの国書は、しばしば最後の一節の「至用兵、夫執所好」という字句を切り取って武力による脅しと受け取られているが、少なくとも基平はそのように受け取ってはいないし、おそらく院の評定に参加していた公卿もそのように考えてはいなかっただろう。クビライの国書に武力による威嚇をみてとり、一方的に好戦的なイメージを強調するのは、結果から類推した見解に過ぎない。

「国家珍事大事」「万人驚嘆之外無」という所は院評定に参加していた公卿が、クビライの国書を脅迫と脅していたことの現われと見る見方もあろう。しかしそもそも「和親之儀」を申し入れてくる事自体がすでに「国家珍事大事」「万人驚嘆之外無」というべきものであろう。これを威嚇ととらえるのも、結果とクビライに対する先入観に引きずられた解釈ではないだろうか。クビライの国書は基本的には「称和親之儀」というべきものであったのだ。

もう一つは「前博陸兩人参向其座。無骨」というところ。「前博陸兩人」とは二条良実と一条実経のこと。基平の母の仁子は九条道家の娘であり、基平にとっては伯父にあたる兩人だが、基平が「無骨」と不快感を記しているのは、基平と良実・実経兩人の間に意見の相違があったからだろう。

基平の良実・実経への不快感はその後も記し続けられる。

依昨日召参院。異国事有沙汰。両前博陸祇候。其外前左府・花山院大納言・右大将・帥・左大弁等也。参内。両前博陸参内。余即事退出。近日前官人々競出仕。頗無先規歟。(『深心院関白記』文永五年二月十五日条)

ここでは基平は良実と実経が参内すると「即事退出」している。その

原因は「近日前官人々競出仕。頗無先規歟」というところに求められている。

基平と良実・実経の対立については吉田経長も書き記している。すなわち『吉統記』文永五年六月十四日条によると後嵯峨・龜山の御前評定において「一条前殿下（一条実経）令_レ參給。前関白殿（二条良実）御參。座籍依_二無骨_一、殿下（近衛基平）退出給」とある。それはまた「座籍依_二無骨_一」ということ、基平としては前官がいつまでも大きな顔をしているのが不快だったのだろうが、それにしても意見が対立していないのであれば、むしろ前官の出席は歓迎すべきところだっただろう。基平はただ二三歳と若い。基平と実経・良実が協調しあう関係であれば、基平は「無骨」とは思わなかったはずだ。基平が神経質なまでに前官である良実・実経の評定への出席をこぼむものには、この基平と良実・実経の間に見解の相違があった、と見る方が自然である。

それでは基平の意見はどうだったのだろうか。

今日余注_二申日来異国之沙汰議奏之趣_一。不_レ可_二返牒_一之由所存也。

委旨見_二申詞_一。（『深心院関白記』文永五年二月十九日条）

基平は「不可返牒」という意見だったのである。だからこそ良実と実経の出席に不快感を表明しつづけたのであろう。逆に言えば、朝廷内に返牒すべしという意見も存在していたこと、その見解を唱えていたのが二条良実と一条実経の両者であることがうかがえる。

それでは基平はなぜ返牒反対論を唱えたのであろうか。従来クビライの国書の内容が傲慢だったこと、少なくとも日本側が傲慢と捉えたことに原因が求められている。特に最後の一句を武力による威嚇とみなした、という見方が強く存在する。こう考えれば、基平が返牒を出すことに反対したのは、書式が気に入らないことの表明であるかのようにも見える。しかし前にみたように、基平はそもそも元の国書を好戦的なものとは捉

えていない。だとすればクビライの国書の内容を踏まえて基平が反対論を唱えている、と考えるのは問題がある。基平の返牒反対論をクビライの国書の内容に関連付けるべきではないだろう。またクビライの国書が傲慢で、そのことに朝廷が不満を持ったのであれば、そもそも良実や実経が返牒を主張するとも思われぬ。現実に朝廷はもっと高圧的な元の中書省牒状^④に返牒を送っているのである。それが基平の死後に行われたことは、クビライの国書の黙殺という対応には、朝廷全体の意向というよりは、基平の意向が強く働いている、と考えてよいだろう。

基平の意向がクビライ国書への対応に強く反映しているとすれば、基平はいつ、どのようにして国書の内容を知ったのか、ということについて検討をする必要があるだろう。

『深心院関白記』に最初に出てくる元関係の記事は文永五年閏正月十日条である。そこには「異国賊徒可_レ来_二我朝_一之由風聞。実否未詳也」とある。ここで注目されるのは「異国賊徒」という書き方である。これは基平が初めて国書を見た時の印象である「称和親之儀」というのと矛盾する。ということは、基平はすでにクビライの国書の内容については「賊徒」という予断を持っていたことになる。

少弐経資が発した使者は鎌倉に向かう前に六波羅によっていたようで、この時に六波羅から朝廷に何らかの情報が提供された可能性はある。さらには基平と幕府には浅からぬ因縁がある。基平の姉は鎌倉幕府六代將軍宗尊親王の妻の宰子である。宰子は北条時頼の猶子となつたうえで宗尊親王に嫁いでいるから、基平と当時の得宗で連署であった北条時宗とは浅からぬ因縁となる。宗尊親王は前年に謀反の疑いで將軍職を解任され、京都に送還され、宰子も京都に戻るが、彼女の生んだ惟康王は七代將軍となつてきた。基平にとつて現將軍は自身の甥にあたる。このような関係にあつてみれば、基平が鎌倉幕府から何らかの情報を提供ない

しは何らかの依頼を受け取っていたとしても不思議ではあるまい。

現在残っているものとも早い幕府の対応は同月二十七日付の関東御教書で、そこには「蒙古人挿^二凶心^一、可^レ伺^三本朝^一之由、近日所^レ進^三牒使^一也」とある。この幕府の対応について森茂暁氏は「朝廷がいまだ結論を出していない文永五年二月二十七日の時点で」出されていることを重視し、「たまたま朝議が返牒なしと決したから朝幕間に対応状のそごが生じなかつたまでのこととみるべきである」とし、また南氏は「幕府側は朝廷の意思のいかんにかかわらず、初めから蒙古との交渉拒否の姿勢であつたとみられる」としている。これらの見解に従えば、幕府は朝廷の評定を待たずに返牒不可の方針を定めていたことになるだろう。そして幕府にとっては朝廷が返牒方針を定め、幕府と異なる方針を打ち出すことは望ましくない。幕府と朝廷の方針が食い違えば、幕府、特に返牒不可の方針を決定している得宗北条時宗と執権北条政村にとっては、反対勢力に付け入る絶好の口実を与えかねない。このような政局にしないためには朝廷の協力は不可欠である。とすれば、幕府が何らかの工作を朝廷に対して行うことも十分考えられよう。その際に幕府が頼りにしたのは、関東申次を務めていた西園寺実氏よりも、後嵯峨院の抜擢で若年ながら関白左大臣を務め、なおかつ將軍惟康王の叔父にあたる基平であつたとしても不自然ではあるまい。基平にとつても姉の宰子の失点を挽回する必要もあつた。基平が幕府の依頼に応える蓋然性は高い。基平の返牒拒否も幕府の意向を反映している可能性も否定はできないだろう。そして基平の意思の背景に幕府の意思があればこそ、まだ若い基平が主張した返牒不可論は、朝廷の長老である二人の元関白の返牒論を押しつけて朝廷の意思として発されたのではないだろうか。

二 「高麗牒状不審条々」をめぐる議論

モンゴル戦争に関連して朝廷の動きを論じる際にしばしば言及される史料に「高麗牒状不審条々」がある。石井正敏氏によつて一九七八年に紹介され、三別抄が日本に救援を求めていたことが明らかになった。村井章介氏は三別抄の働きかけに対する日本側の対応を検討し、外交技術の未熟さを指摘した。村井氏は「当時の朝廷には、外交文書を正確に読みこなす、相手側の立場と意図を的確に把握する能力をもつ人間がいなかつたのである。その結果評定は日本の国家としての外向的対応を策定する重要な会議というよりは、高辻高成、日野資宣、藤原茂範ら儒者たちが、漢文読解の能力を競う場になつてしまつてゐる」としている。全体としての日本側の外交技術がモンゴルや高麗と比べると未熟で、無知・無見識に基づく尊大な対外認識であつたことは否定しようもない。

村井氏は「牒状が高麗の正統の政府から来たものでないことにより、す気づき、不審を抱いた。しかしこの不審が、牒状は蒙古と高麗政府に反抗して珍島に居をかまえた叛乱軍のよこしたものだ、という認識にまでいたつたとは思われない」とし、その結果が「漢文読解の能力を競う場」になつたとし、また本郷恵子氏も前に引用したように「貴族社会の興味は、牒状の訓読の方法や字面の解釈に限られており、その背後の国際的状況に踏み込もうとする意識は感じられない」とする。しかし本場に貴族社会の関心は「牒状の訓読の方法や字面の解釈に限られており」、その結果評定が「漢文読解の能力を競う場」でしかなかったのだろうか。関周一氏は院評定について、「これまでも朝廷で行われてきた審議の形態である。その際、外交文書の文面が重要であり、相手から送られた文書の文言を吟味し、言葉を選んで返書（返牒）を作成する（作成しないこともある）。朝廷からすれば、従来と変わらない外交の手順を踏んでいた

に過ぎない」として、村井氏の見解に疑問を呈している。

本稿では三別抄からの使者をめぐる院評定での議論を見直すことで、貴族社会の国際的状況への関心を検討する。鎌倉幕府、特に北条時宗とクビライの対立軸のみで、その武力的な対決のみが重視されてきた日元関係を直視することが目的である。

まずは吉田経長の『吉統記』から三別抄の使者に対する朝廷側の動きを見ておこう。

関東使随^一身高麗牒状^一、向^二西園寺大納言許^一。亜相参院申入云々
 (『吉統記』文永八年九月二日条)

ここでも西園寺実氏を通じて後嵯峨院のもとに牒状が送られている。

高麗牒状事、於^二仙洞^一有^二評定^一（帥卿奉行）。関白殿、徳大寺入道相
 国、前左府、内府、堀河大納言、源中納言、帥、菅宰相、左大弁宰
 相等也。左大弁読^二申牒状^一二通^一（菅宰相依^二辞退^一也）（『吉統記』文永
 八年九月三日条）

牒状の審議が基本的に院評定で行われていることを確認しておきたい。

件牒状趣、蒙古兵可^三来^二責日本^一歟。又糶^二此外^一歟。救兵歟。就^レ
 状了見区分。（『吉統記』文永八年九月四日条）

経長はこの日は出仕していない。評定では「了見区分」という結果になった。どういうことについて「了見区分」となったのか、を考えなければなるまい。

三別抄からの牒状は今日残っていないので、それをうかがわせる「高麗牒状不審条々」を見ておきたい。

高麗牒状不審条々

一、以前状（文永五年）揚^二蒙古之徳^一。今度状（文永八年）韋毳無^二遠慮^一云々。如何

クビライ・カアンと後嵯峨院政の外交交渉

一、文永五年状書^二年号^一、今度不^レ書^二年号^一事

一、以前状、帰^二蒙古之徳^一、成^二君臣之礼^一云々。今状、遷^二宅江華^一近^二四十年^一、被^レ髮左衽聖賢所^レ惡、仍又遷^二都珍島^一事。

一、今度状、端^二二ハ不^レ從^二成戦之思^一也、奥^二二ハ為^レ蒙^二被^一（彼カ）使^二云々。前後相違如何。

一、漂風人護送事。

一、屯^二金海府^一之兵、先廿余人送^二日本国^一事。

一、我本朝統^二合^一三韓^一事。

一、安^二寧社稷^一待^二天時^一事。

一、請^二胡騎数万兵^一事。

一、達^二兇旒許^一垂^二寛宥^一事。

一、奉^レ贄事。

一、貴朝遣使問訊事。

村井氏も「牒状が高麗の正統の政府から来たものでないこととうすうす気づき、不審を抱いた」というように、おそらく評定ではこの使者が従来の高麗とは異なる存在であり、モンゴルに対する姿勢が、従来の臣従から抵抗へと移っていることは読み取れたであろう。村井氏は、「しかしこの不審が、牒状は蒙古と高麗政府に反抗して珍島に居をかまえた叛乱軍のよこしたものだ、という認識にまでいたったとは思われない」としているが、私はそこまではいえないであろう、と考える。少なくとも今回の使者が今までのモンゴルを背後に控える存在ではないこと、逆にモンゴルと敵対している勢力からだ、という程度の認識があるからこそ、「不審」の条々を抜き書きしたのであろう。

しかも朝廷はかつて高麗に対して返牒を試みているのである。それは幕府によって阻止されたが、少なくとも「背後の国際的状況に踏み込もうとする意識は感じられない」というのはやや言いすぎであろう。

少なくとも経長は「蒙古兵可来責日本歟。又糶此外歟。救兵歟」という認識には至っているのである。これについて「了見区分」というのを改めて考えてみれば、院評定では「蒙古兵日本に責め来るべきか」という認識の上に、今度の使者の要請が、「糶」なのか「救兵」なのか、何が要請されているのか、ということについての意見の相違ではなかったか。そしてこれに対してどのように反応するか、という問題は非常に朝廷にとっては難しい判断なのである。かつて朝廷はモンゴルと高麗に返牒を行おうとした。今回の使者がモンゴルに臣従する高麗政府を否定し、新たな高麗政府を樹立したのだとすれば、朝廷の前回の使者への反応を考えれば、高麗政府に対する反乱勢力の派遣した今回の使者を黙殺する、という選択肢が存在する。しかし朝廷の立場はモンゴルには牒状の非礼をとがめ、一方で高麗には好を通じようという呼びかけであった。もし今回の高麗の使者が高麗政府の方針転換を示すものであれば、朝廷にとっては返牒すべしとなる。「了見区分」の中身は案外このようなものはなかったか。

それではなぜ彼らの興味関心は牒状の訓読や字面の解釈に限られていた、と思われたのだろうか。それは『吉統記』の次の記述である。

参内。藤翰林祇候。被_レ召_二御前_一、被_レ読_二牒状二通_一。無_二停滞_一。読_二申之_一。牒状之旨趣、明日於_二仙洞_一可_レ有_二評定_一云々（『吉統記』文永八年九月五日条）

この史料について村井氏は「儒者たちが、漢文読解の能力を競う場になってしまっている（停滞なく読み申す」「日来稽古の名誉なし」といった吉田経長の評言をみよ）」としている。しかし「停滞なく読み申す」というのは経長が「参内」した場のことであり、これは龜山天皇の「御前」での出来事である。牒状の中身は「仙洞」つまり後嵯峨の評定で行われる予定であり、実権の存在しない龜山天皇の御前で行われたことが「漢文読

解の能力を競う場」になるのは必然である。

もう一つの「日来稽古の名誉なし」についても見ておこう。

今日高麗牒状事、有_二評議_一。参仕人々関白、前左府、堀河大納言、民部卿、源中納言、帥、菅宰相、左大弁云々。菅八座読_二申牒状_一。左大弁先日不_二読居_一云々。大丞日来無_二稽古之名誉_一。人以不_二信用_一。（『吉統記』文永八年九月七日条）

ここで経長が問題にしているのは先日（三日）に牒状を読み上げた「左大弁」「大丞」日野資宣がうまく読めず、意味がとれなかったことである。それに対する経長の評価が「日来無稽古之名誉」ということなのである。四日の段階で「了見区分」となった一因に資宣の読みでは意味が通じなかったことがあるのであろう。今回長成が正しく読み上げたことで朝廷の方針は定まった。モンゴル・高麗に対する反乱勢力が遣わした今回の使者に対しては彼らの救援要請は黙殺し、あくまでも朝廷は高麗現政府を支持する。だからこそ趙良弼に対しては、朝廷は極めて迅速に返牒する方針を打ち出していたのである。

日野資宣が読めず、菅原長成が読めたのは一体何だったのか。それがうかがわせる記述が、長成が読み上げる前日にある。

藤翰林入来。牒状間事。有_二相談事_一。貼字事、此字积以_レ物為_レ質。然者、其儀不_レ叶_二道理_一。若書写之誤歟。貼字歟。然者可_レ叶_二道理_一歟。此字积窺視也。（『吉統記』文永八年九月六日条）

ここで問題になっているのが「貼」という字である。経長のもとを訪ねた藤原茂範によれば「貼」では意味が通じない、「目に占」すなわち「貼」ではないか、ということである。「貼」ならば「うかがう」ということで、モンゴルが日本に対して武力行使の意図を持っていることを、三別抄が知らせてきた、つまり今回の使者はモンゴルへの反乱勢力であり、モンゴルに対する反乱を食料および兵員で支援するように求めている

るということになる。「貼」と「貼」では全く文意が変わってしまうわけであって、従来言われてきたような「字面の解釈」というレベルではない。それはすぐれて当時の日本を取り巻く情勢そのものの分析につながる「字面の解釈」なのである。

高麗の現政権との友好関係を模索する朝廷からすれば、高麗現政権への反乱勢力に食料および兵員を援助するということは、考えられない事態である。朝廷が黙殺したのは情勢が全く理解できないからではなく、今回やってきた使者が朝廷の考える外交政策にまったくそぐわない、むしろ朝廷の考えた外交秩序を破壊する存在だったからである。

朝廷の無能さを前提とした見解では彼らが何を議論していたのか、という問題が見失われるのではないだろうか。

三 趙良弼の来日への後嵯峨院政の対応

文永八（一二七二）年九月十九日、趙良弼が博多に到来した。この時にクビライの使者である趙良弼以外に三別抄、南宋の使者が来ていたらしい。村井章介氏は次のようにまとめる。「文永の役直前、日本に対して三つの勢力が外交的働きかけを試みた。そのうちで南宋のみは、趙良弼の日本説得が成功しなかったという点で成果をあげたといえる」²³。

趙良弼のこの来日に際しての朝廷の対応は『吉統記』に次のようにある。

異国事、去夜評議。関白殿、花山院、前右府、内府、権大納言、吉田中納言、帥中納言等参仕云々。今度牒状、朝使直可三持一参帝都。不_レ然者不_レ可_レ放_レ手之由申_レ之。蛮夷者参_レ帝闕_レ事無_レ先例。牒状之趣可_レ承之由、少卿（少弐経資）問答。就_レ之彼朝使書_レ写牒状、与_レ少卿。彼状自_レ関東_レ進_レ之。其趣度々雖_レ有_レ牒状、無_レ返牒。此上以_レ来十一月_レ可_レ為_レ期。猶為_レ無音_レ者、可_レ驍_レ兵

クビライ・カアンと後嵯峨院政の外交交渉

船_二云々。可_レ有_レ返牒_一云々。先度長成卿草少々引直可_レ遣云々。（『吉統記』文永八年十月二十四日条）

この中の「先度長成卿草少々引直可遣」とあるのは、「至元六年六月日付蒙古国中書省牒」に対する返牒として作成された「文永七年正月日付日本国太政官牒」を手直しする、というものである。

文永七年正月の牒が出された経緯は「蒙古来使記録」（『鎌倉遺文』一〇三八〇文書）に次のように記されている。

如_二院宣_一者、通好之義、准_二唐漢之例_一、不_レ可_レ及_レ子細。但彼国与我国、自_レ昔無_レ宿意、用兵之条、甚以不義之旨、可_レ被_レ遣_二返牒_一也。且草者可_レ（為_二）長成卿_一之由、諸卿評定之由云々。而関東評定了。先度牒使来朝之時、不_レ可_レ返牒_一之由。

「如院宣者」とあることをみると、後嵯峨院の意思として通好は唐漢の例にならうも、「用兵之条」という文言が「甚以不義之旨」を相手に告げよということが示されている。言い換えれば、その点が改善されれば通好に应じる可能性も残しているのである。だからこそ東巖慧安は願文において「先度牒状不_レ及_レ返牒」、第二牒状_レ有_レ返牒、并以_二和親風聞_一「満_レ衢。正伝聞_レ之、愁嘆無量、悲徹骨髓」と返牒することに対し、厳しく批判したのである。「和親風聞」というのも「院宣」の中身を考えればあながち荒唐無稽とは言えなかったのである。

実際東坊城秀長の起草した牒は後嵯峨院の院宣の方針と一致している。

抑貴国曾無_二人物之_一通、本朝何有_二好惡之便_一。不_レ顧_二由緒_一、欲_レ用_二凶器_一、和風再報、疑氷猶厚。聖人之書、釈氏之教、以_二濟生_一、為_二素懷_一、以_二奪命_一為_二黒業_一。何称_二帝德仁義之境_一、還開_二民庶殺傷之源_一乎（『本朝文集』）

先ほどの院宣の要旨を考えれば、秀長起草の牒の最も肝要な部分は上

に挙げた部分になるだろう。ここではモンゴルに対し日本が「好悪之使」を持ちようがないことを表明したうえで、「不顧由緒、欲用凶器」ことが問題視されているのである。したがって秀長起草の牒は、通交拒否を表明したのではない。通交の諾否以前の問題として、モンゴルの文言に不満を表明し、是正を求めているのである。通交交渉の入り口を模索しているのにすぎない。この牒を、通交拒否とみなすのは、いささか性急な結論であろう。

そう考えてみると、今回東坊城長成の牒に少しの手を加えて出す、という方針は、クビライとは交渉の余地を残すという後嵯峨院政の意思表示である。三別抄の使者に対しては門前払いを食わせたこととはかなり異なる対応であることがうかがえる。

これを見る限り、朝廷の対応は明らかに三別抄の使者と趙良弼との間に差異がある。つまりモンゴルに対する反乱勢力であり、日本に武力行使をする可能性のない三別抄の使者には黙殺、モンゴルによる武力行使が懸念される趙良弼の使者には急いで返牒を行おうとするあたり、本郷氏の「貴族社会の興味は、牒状の訓読の方法や字面の解釈に限られており、その背後の国際的状況に踏み込もうとする意識は感じられない」という評価にはにわかには首肯し難い。貴族社会の興味は牒状の訓読や字面の解釈だけでなく、自らが攻撃される可能性の有無、あるいは勝ち馬に乗る、という方針に従って背後の国際的状況にも関与しようとしたのである。ただし確かに彼らの対外意識は極めて貧弱であったことは疑えないし、それに伴って非常に独善的で偏狭な自己認識を持っていたことは間違いない。しかしそれは彼らが全く現実を理解しようとしなかった、ということの意味しない。

ただ最終的には返牒は出されなかった。「伏敵編」においては「廷議中止トナリシ歟。或ハ再ヒ鎌倉ニ下シテ、鎌倉又之ヲ抑留セシ歟。其詳

ナルハ、考フヘカラス」(伏敵編四八頁)とされており、中止になった原因を朝廷か幕府か分らないとしている。それに対し山本光朗氏は「朝廷では期限までに返牒の可否を決することができなかったと見るのが妥当ではないか」と、朝廷での議論にその原因を求めている。山本氏はその根拠として『吉統記』十一月二十二日条に「参院、異国事有評定」とあることを挙げている。

しかし『吉統記』に「先度長成卿草少々引直可遣云々」と、返牒を前提としてその時の返牒を長成が作成した文永七年の牒を基にすることがすでに決定しており、『帝王編年記』にも「十月廿三日、於二院一蒙古牒状事有二評定。可レ有二返牒一之由議定訖」となっていて、朝廷ではとりあえず返牒を出すことに決したかのようである。そこから一ヶ月後に再度「異国事有評定」とあるからと言って、必ずしも返牒のことを議しているとは限るまい。「異国事」を評定するからと言って返牒のことと決めつけるのは早計であろう。

『吉統記』当該条は次のようになっている。

参院。異国事有「評定」。仍不能「奏事」。次参内。熾盛光法為異国御祈

後嵯峨のもとで「異国事」の評定が行われ、亀山のもとで異国対策としての祈祷が行われたのであろうが、一か月の間に幕府から何らかの対応があった可能性も否定できない。一か月前に一旦返牒の方針に決まった朝廷の動きを一ヶ月後に翻らせる動きとして一番可能性が高いのが幕府からの申し入れであろう。

実際最初に朝廷が返牒を出すと決めた時にそれを押しとどめたのは幕府であった。今回も一旦は返牒という方針が決められながら、一ヶ月後に再び評定が催されたのは、朝廷内部の意思不統一というよりも、幕府からの介入を受けて再度評定を開催した、と考えた方が自然だろう。

おわりに

関氏が指摘するように、クビライからの国書を受け取り、それに対して返牒を出し得る、という形で外交権を保持していたのは朝廷であった。幕府は自らが外交主体としてクビライとの外交交渉に臨む能力を欠いていた。そこで鎌倉幕府は朝廷の出す返牒を押しとどめる、という形で朝廷の外交権を掣肘していったのではないだろうか。

鎌倉幕府は当初からクビライの国書に対して返牒することを快く思わなかった。一方朝廷ではクビライの国書に何らかの反応をなすべき、という意見が存在した。二条良実と一条実経という、二人の関白経験者が返牒を主張したのであるが、関白の近衛基平が反対し、結局朝廷として返牒しないことを決めた。

近衛基平が死去したのち、再びクビライからの国書が到来したとき、返牒すべきか否かが当然問題となった。そのとき朝廷は返牒を決定し、東坊城秀長に牒起草させた。この変化の背景にあるのは、一つは近衛基平の死去であろう。近衛基平が強硬に返牒不可論を主張していたことがうかがえ、また基平が死去すると返牒が議論されるところをみると、朝廷内部は基平を除けば基本的に返牒論の立場に立っていたことがうかがえる。

一方幕府は、当初から返牒不可論であった、と考えられる。幕府は前將軍の妻の弟という基平の立場を利用して基平に返牒不可論を強硬に唱えさせたのではないか、と考えられる。

基平の死以外の要因も存在する。朝廷が秀長に返牒を起草させたとき、六波羅探題では、北方の北条茂時が死去し、六波羅探題は南方の北条時輔が一人だけとなっていた。時輔がどのような意見を持っていたか、それは分からない。しかし時輔が一人で探題を務めている間に、二回にわ

たって朝廷が返牒を行おうとしたことの意味は幕府にとつて軽くはない。少なくとも時輔が朝廷を制御できていないのは明白であった。ほどなく幕府は北条義宗を北方の六波羅探題に任命し、時輔は義宗によって肅清される。時輔が肅清された二月騒動以後、朝廷は再び返牒を議論することはなかった。

さらに幕府は返牒を議論した龜山天皇に代わって、兄の後深草院の系統を皇位につけ、後深草院はモンゴルに対しても常に強硬論に立ちつづけた。

幕府は博多に來航した元の使者を斬殺するなど、日元交渉を主導し始める。弘安二（一二七九）年、周福らが來日した時には、博多で処刑されたのであるが、それを記録した『勘仲記』には次のように記されている。

今日異国牒状内々有「評定」。書状之体違「先例」、無体也。亡宋旧臣直奉「日本帝王」之条、誠過「分敷」。但落居分關東定計申敷。（弘安二年七月二十九日条）

朝廷は書状が先例に違うことをもって「無体」としているが、最終的な決定権は「落居分關東定計申敷」と、幕府に掌握されており、この段階では朝廷の評定は形骸化していたのである。

注

- ① 従来の大モンゴルウルスという国号に大元を付し、大元大モンゴルウルスと呼称するようになったのは一二七一年のことであるが、本稿ではクビライの支配下の大モンゴルウルスを元と表記する
- ② 南基鶴『蒙古襲来と鎌倉幕府』臨川書店、一九九六年、一三頁。
- ③ 海津一朗『蒙古襲来』吉川弘文館、一九九九年、二〇頁。
- ④ 村井章介『蒙古襲来と異文化接触』（『倭寇と「日本国王」』吉川弘文館、二〇一〇年、六三頁。
- ⑤ 本郷恵子『京・鎌倉 ふたつの王権』、小学館、二〇〇八年、二四〇頁。

- ⑥ 関周一「鎌倉時代の外交と朝幕関係」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇年)三四二頁
- ⑦ 杉山正明「モンゴル命令文研究導論」『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会、二〇〇四年、初出一九九〇年。
- ⑧ 松川節「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢 史学編』二九、一九九五年。
- ⑨ 船田善之氏「日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開」、『史淵』一四六、二〇〇九年、四～五頁。
- ⑩ 前掲船田論文六頁。
- ⑪ 前掲船田論文七頁。
- ⑫ 杉山正明「モンゴル時代のアフロ・ユーラシアと日本」(近藤成一編『日本の時代史』9 モンゴルの襲来)吉川弘文館、二〇〇三年)一三三二頁。
- ⑬ 張東翼「一二六九年『大蒙古国』中書省の牒と日本側の対応」『史学雑誌』一一四・八号、二〇〇五年、六六頁
- ⑭ 張氏前掲論文六八頁に「最終的に日本側が臣属を拒否すれば、軍隊が動員され戦争となることを明確に通知している」とある。張氏によれば「この牒が発給されてより六ヶ月後の翌年春までに重臣を派遣して表を奉り、事大の礼をつくすことを要求し、これに応じない場合、軍隊が動員さ

れ、京都(王城)が制圧されるだろうとの警告が入っている」ということである。

- ⑮ 森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九二年、二一六頁。
- ⑯ 前掲南著作一三〇頁。
- ⑰ 石井正敏「文永八年来日の高麗使について・三別抄の日本通交史料の紹介」『東京大学史料編纂所報』十二。
- ⑱ 村井章介氏「アジアのなかの中世日本」、校倉書房、一九八八年、一六七頁。
- ⑲ 前掲本郷氏著作二四〇頁。
- ⑳ 前掲関氏論文三六〇頁。
- ㉑ 前掲村井氏著作一六六頁。
- ㉒ 前掲村井氏著作一六七頁。
- ㉓ 前掲村井②論文六三頁。
- ㉔ 山本光朗「元使趙良弼について」北海道学芸大学史学会『史流』四〇、二〇〇一年、三七頁。

(立命館アジア太平洋大学非常勤講師)